

# 安全管理規程 実施要領

## 「目的」

第1条 この要領は、安全管理規程（以下本規程という）を実施するにあたりその運用細目を定め、安全の確保によって交通事故防止に資することを目的とする。

## 「目標」

第2条 本規程第5条に規定する削減目標に関して次の通り執り行う。

- 1 両交通共済協組より所属団体別の事故発生状況報告の提供を受け、会長に報告する。
- 2 前項に基づき、輸送の安全確保施策の改善が必要と判断された時は、会長はその団体の安全運行指導員に対して、安全確保施策の改善要請を行う。
- 3 協会は事故削減目標の進捗状況等について、安全対策委員会及び両交通共済協組に報告する。

## 「報告連絡体制」

第3条 本規程第13条に規定する報告連絡体制は次の通りとする。

- 1 自動車事故報告規則による重大事故及び災害について、安全運行指導員は所定の報告の他、速やかに会長に報告するものとする。
- 2 報告連絡された事故については、事故原因別統計表を作成して事故原因の究明を図るとともに、防止策を策定する上の資料とする。

## 「内部監査」

第4条 本規程第15条に規定する内部監査については次の通りとする。

- 1 緊急な監査を除き、当面年1回の通常監査を行い、毎年5月末までに会長に報告するものとする。  
また、緊急監査を実施した場合は、速やかに会長に報告するものとする。
- 2 協会に提出された監査報告書は、組織全体を集計して会長に報告するものとする。

## 「情報の公開」

第5条 本規程第17条に規定する情報の公開に関する取り決めは次の通りとする。

- 1 同条第2項に規定する項目については、協会ホームページで速やかに公表するものとする。
- 2 その他の統計・集計資料についての公開請求は、住所・氏名・情

報の使用目的を明かにしたものに対して行う。

- 3 記録された統計・集計資料の公開範囲は、正副会長会議で決定する。

「記録及び保存」

第6条 本規程第18条に規定する記録及び保存については次の通りとする。

- 1 同条第2項に定める事項の記録は協会が行う。
- 2 上記により記録された文書は、3年間保存しなければならない。

「表彰」

第7条 本規程第5条の目的達成のために毎年事故防止コンテストを実施し、人身事故発生率の低い上位の団体に対し表彰を行う。

「付則」

- 1 この要領は、平成19年10月17日制定・実施する。
- 2 この要領の改廃は、理事会にて行う。
- 3 この要領は、平成23年8月22日一部改定実施する。(第2条、第7条)